

平成26年(ワ)第29256号 損害賠償請求事件  
平成27年(ワ)第25459号 損害賠償請求反訴事件  
原 告(反訴被告) 阿 部 宣 男  
被 告(反訴原告) 松 崎 参

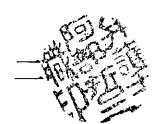
## 準備書面(16)

2017(平成29)年2月3日

東京地方裁判所民事第37部合A係 御中

本訴被告(反訴原告)訴訟代理人

弁護士 阿 部 哲



弁護士 湯 山 花 苗



弁護士 平 松 真 二 郎



原告準備書面(13)に対する反論

### 第1 真実性の証明の対象について

- 1 原告は、被告準備書面(15)に対して、原告の主張を正しくとらえていないとしたうえで、本件において真実性の対象について、「原告による実証実験の結果、ナノ銀を施した実験対象では、放射線低減効果が得られた」ことが真実性の証明の対象であると繰り返し主張するが、かかる主張自体失当であることは準備書面(15)で論じたところである。
- 2 被告は、被告準備書面(15)において、真実性の証明の対象について原告が原告準備書面(12)で行った「原告がナノ銀を用いて行った実証実験の結果、放射線低減効果が認められるという事実」そのものであるとの主張に対する反論を行い、同準備書面における原告の主張がそれまでの主張をすり替えたものであることを

明らかにしてきた。

すなわち、もともと原告は、「原告による実証実験の結果を真実」としたうえで、各実証実験の結果、「ナノ銀による放射能低減効果がある」と述べ、ナノ銀による放射能低減効果が実証実験によって科学的に証明されているとの言説を繰り返してきたところであり、これに対して被告は、かかる原告による「ナノ銀による放射能低減効果がある」との言説に対し、ナノ銀による放射能低減効果が科学的に証明されていないものであるとして「インチキ科学」「似非科学」という批判を行ってきたところであることを明らかにした。

そして、被告の表現行為について真実性の証明が求められる本件訴訟において、真実性の証明の対象は、被告による「インチキ科学」「似非科学」という評価の対象となっている原告の言説、すなわち、原告による各実証実験の結果「ナノ銀による放射能低減効果が認められる」という言説が真実であるか否かであることを論じてきた。

- 3 しかるに、原告準備書面(15)において原告は、被告準備書面(15)における被告の主張について「原告の主張を正しくとらえていない」というのみで、まったく反論をしないまま、繰り返し「原告による実証実験の結果、ナノ銀を施した実験対象では、放射線低減効果が得られた」というのみで反論の体をなしていない。
- 4 繰り返しになるが、原告は、訴状において、各実証実験を通じて「放射性物質のレベルが下がることが確認された」(訴状8頁)と主張していたところであって、原告準備書面(12)に至って、各実証実験において「放射線量が下がることが確認された」ことが真実性の証明の対象と主張をすり替えるようになったところである。原告準備書面(13)における原告の主張は、被告準備書面(15)における原告準備書面(12)の原告の主張に対する反論に対する原告による再反論となっているものではなく、原告準備書面(12)における原告の主張を繰り返すのみであって、本件訴訟の争点である「真実性の証明の対象」に関する議論を混乱させる有害無益な主張であるというほかない。

## 第2 原告の主張自体破綻していること

- 1 原告は、原告準備書面(13)において⑦ないし⑩に分類し、⑦として「⑦の実証実験の結果(原告がナノ銀による放射線低減実験を実施した結果)、ナノ銀を施し

た実験対象では、放射線低減効果が得られた」ことが真実性の証明の対象であると主張する。

そもそも、原告は、「原告にとってはまさにナノ純銀を用いることによって、様々な実験で放射線量低減効果が明らかになっていることそのものが真実である」（原告準備書面(6)1 頁），あるいは被告が主張立証すべき対象は、「原告がナノ銀を使用して実施した実験によっては放射線量の低減が確認されなかつたこと」（同 1 頁）として、ナノ純銀による放射能低減効果が科学的に認められないことを被告の立証命題としていたものを、原告は準備書面(12)に至って真実性の証明の対象について「原告がナノ銀を用いて行った実証実験の結果、放射線低減効果が得られた」であるという主張を展開するようになったものであり、これ自体、小波秀雄教授意見書（乙第 14 号証）、JAEA による追試結果（乙第 20 号証）等を通じて、「ナノ純銀による放射能低減効果」は確認されていないことを科学的に論証され自らの主張が論破された原告において真実性の証明の対象をすり替えた議論を展開しているものであるが、一応、批判的検討を加えておく。

2 「ナノ純銀による放射線低減効果が得られた」か否かは、検証実験の数値の変化だけから明らかになる「事実問題」ではなく、「第三者による再現実験によってもナノ銀による放射線低減効果が確認されなければならない」科学的な評価の問題にほかならない。

被告準備書面(15)でも論じた通り、被告は、原告が行った各実証実験において、各報告書等に記載されている数値の変化が生じたことを否定するものではなく、原告が数値の変化（減少）を「ナノ銀による放射能低減効果」ということから、数値の変化（減少）が起きている原因がナノ銀の効果によるものかどうか、これらの実験結果から「ナノ純銀による放射能低減効果」があることは全く明らかにされていないと主張きたところである。

特に、各実証実験について、ナノ銀の放射線低減効果によって「放射線量」が下がったことが確認されたなどと評価することはできないことは、原告準備書面(2)17 頁以下で述べた通りであって、かかる実証実験結果から「ナノ銀に放射線低減効果が認められる」という言説自体が科学的な評価に耐えられるものではない「インチキ科学」「似非科学」と評価されてしかるべきものであることは小波秀雄教授の意見書においても明らかにされているところである（甲第 14 号証参照）。

3 したがって、原告準備書面(13)において、⑦ないし⑧に分類し、その①について真実性の証明の対象と設定したとしても、原告による実証実験の結果、「ナノ銀に放射線低減効果が認められる」ことは明らかにされているものではなく、原告の主張による真実性の証明の対象設定自体破綻した議論となっているというほかない。

### 第3 結論

以上のとおり、原告準備書面(13)における主張は、被告準備書面(15)に対する再反論の体をなしておらず、論破された原告準備書面(12)における主張を繰り返しているものに過ぎない。

また、真実性の証明の対象を原告の主張する「ナノ銀の放射線低減効果が得られた」としても、原告による各実証実験よって「ナノ銀の放射線低減効果」が科学的に証明されたものではなく、各実証実験についても科学的評価に耐えられるものではないことは原告においてこれまでに明らかにしてきたところであり（甲第14号証など）、「ナノ銀に放射線低減効果が存在することを前提とする原告の主張自体破綻しているといわざるを得ない。

このような原告準備書面(13)における原告の主張自体、本件訴訟における争点本件訴訟の争点である「真実性の証明の対象」に関する議論を混乱させる主張であって失当というほかない。

以上